

答 申 書

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が行った、「新アリーナ計画」の都市公園法上の問題について検討した会議、打ち合わせの議事録、打ち合わせ記録、メモ、その際の資料などの文書に係る公文書一部公開決定については、別紙1に掲げる部分を除き、公開すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 平成30年11月5日 公文書公開請求

「新アリーナ計画」の都市公園法上の問題について検討した会議、打ち合わせの議事録、打ち合わせ記録、メモ、その際の資料などの文書の公開請求

イ 平成30年11月19日 公文書一部公開決定

別紙2の記載部分を非公開とする旨の公文書一部公開決定を行った。

ウ 平成30年12月7日 審査請求

(2) 審査請求の内容

ア 審査請求の趣旨

前記公文書一部公開決定処分のうち、公開しないとした部分について、人名など特に秘匿すべき個人情報を除くすべての部分（以下「本件対象部分」という。）を開示するとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）の主張を、平成30年12月7日付け審査請求書、平成31年1月21日付け反論書、同年4月18日付け意見書及び同年

4月23日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(ア) 市長は、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第6号及び第7号に該当するとして、公文書一部公開決定をしている。

a 条例第6条第1項第6号について

豊橋市が計画している新アリーナは、都市公園法など各種の規制を受けられる可能性があるところ、豊橋市は規制への対応を検討し、対応が可能であるとの見通しを得たからこそ提案募集を実施したものであるから、土地利用に関する法規制に関連する情報は、未成熟な情報に該当しない。スケジュール（案）についても同様である。

したがって、条例第6条第1項第6号を理由に非公開とすることは認められない。

b 条例第6条第1項第7号について

条例第6条第1項第7号は、同種の事務又は事業が反復される場合において、公文書の公開により将来の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたす場合に適用されるものであるところ、市長が同号を適用して非公開にした多目的屋内施設検討会議規制対応班資料のうちの担当課の見解は、建築に関する法的規制への対応を検討したものであって、同号のアからオに掲げる事務又は事業の事項的基準に該当しない。また、新アリーナ規制検討項目についても同様である。

したがって、条例第6条第1項第7号を理由に非公開とすることは認められない。

c 公開を求める理由

豊橋市が計画している新アリーナが、建築基準法の用途制限により規制を受ける建物であることは当初より指摘されており、この建物により周辺住環境を害するおそれがあることは、法の規定により明らかであるところ、

市は計画を策定するにあたり、法的規制への考え方を明確にし、市民に説明する義務があるが、行っていない。

情報の公開などにより市の諸活動の説明責任が果たされることで、市民は「情報を有する市民」となり、市の諸活動に対して責任ある意思形成を行うことが可能になる。

したがって、本計画のような市民の生活に密接に関係する行政活動の場合、慎重かつ積極的に市民に情報を提供しなければならない。

(イ) 以上の理由により、本件公文書一部公開決定は取り消されるべきである。

### 3 市長（実施機関）の主張の要旨

市長の主張を、平成31年1月11日付けの弁明書及び同年4月23日の本審査会における調査から要約すれば、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、①平成29年10月20日 多目的屋内施設検討会議幹事会、規制対応班打ち合わせ会 多目的屋内施設検討会議規制対応班資料、事業計画検討フォーマット（案）に基づくスケジュール（案）、②平成29年12月19日 多目的屋内施設検討会議幹事会、規制対応班打ち合わせ会 多目的屋内施設検討会議規制対応班資料、規制対応スケジュール（案）及び③平成30年4月25日 多目的屋内施設検討会議幹事会、規制対応班打ち合わせ会 規制対応スケジュール（案）、新アリーナ規制検討項目資料である。

#### (2) 非公開とした理由

ア 本件対象公文書中の非公開とされた情報は、別紙2のとおりであるところ、別紙2の(a)ないし(f)の情報は、未確定な情報である。このような情報を時期尚早な段階で公にすることによって、未成熟な情報が確定的なものだと市民に誤解され、市民の間に不当な混乱を招くおそれが認められるため、条例

第6条第1項第6号の非公開情報に該当する。

イ また、別紙2の(c) - 2及び(f)の情報は、契約・交渉や今後行われる同様の案件において自身の発言が公開されることを前提とした発言をすることにより、率直な意見を述べることを躊躇せざるを得なくなるおそれがあり、自由な意見交換が阻害され業務に支障を及ぼすおそれが認められるため、条例第6条第1項第7号の非公開情報にも該当する。

ウ 以上の理由により、公文書一部公開決定を行ったものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の指針

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（条例第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（条例第3条）。

そして、条例第6条第1項は、公文書の原則公開を定めるとともに、公開請求に係る情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定している。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

##### (2) 本件対象部分の非公開情報該当性について

###### ア 本件対象部分の非公開情報について

本件対象部分には、豊橋市が建築を計画している多目的屋内施設に関する法的規制への対応案及び担当課の見解、事業計画検討フォーマット（案）に

基づくスケジュールの案及び国有財産の無償貸付に関して加えられる法的規制についてのメモが記載されていることが認められる。

イ 別紙 2 (a) 及び (b) について

(ア) 条例第 6 条第 1 項第 6 号該当性について

a 条例第 6 条第 1 項第 6 号は、市の機関等における審議検討に関する情報につき、公にすることにより、率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ等があるものにつき、非公開とするものである。同号の「不当」とは、公開することによる利益を斟酌しても、なお、公開のもたらす支障が重大な場合であり、非公開とすることに合理性が認められる場合をいい、また、公文書は原則として公開すると定める条例第 6 条第 1 項の趣旨からすれば、「おそれ」とは、法的保護に値する程度の蓋然性が認められる場合をいう。

b 本件では、実施機関である市長の主張を踏まえても、非公開とした情報のうち、新アリーナに関する法規制を検討した部分は、いかなる手法を採用するかという点において未確定ではあるものの、法的規制への対応手段としてどのようなものがあるかを公にしても、「不当」に市民の間に混乱を生じさせる「おそれ」は認められない。

また、スケジュールに関する非公開部分も同様、案の段階のスケジュールであるという点において未確定であるものの、法的規制の種別に合わせて一般的に要するスケジュールであって、これを公にしても「不当」に市民の間に混乱を生じさせる「おそれ」は認められない。

c したがって、別紙 2 (a) 及び (b) の非公開部分は、公開すべきである。

ウ 別紙 2 (c) - 1、2 及び (d) について

(ア) 条例第 6 条第 1 項第 6 号該当性について

前記イと同様、公にすることにより「不当」に市民の間に混乱を生じさせる「おそれ」は認められない。

(イ) 条例第6条第1項第7号該当性について

a 実施機関である市長は、別紙2(c)-2につき、条例第6条第1項第7号を理由に非公開としている。

同号は、市の機関等が行う事務等に関する情報であり、公にすることにより、同号アからオまでに掲げるおそれ及びその他当該事務等の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにつき非公開とするものである。そして、公文書は原則として公開すると定める条例第6条第1項の趣旨からすれば同号の「支障」の程度は、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」は法的保護に値する程度の蓋然性が認められる場合をいう。

b 本件では、実施機関である市長は、担当課の見解を非公開としているところ、それは組織として決定した見解であり、職員等の個々の見解ではないため、それが公にされても、今後の事務において自由な意見交換が阻害され、新アリーナに関する事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれは認められない。

(ウ) したがって、別紙2(c)-1、2及び(d)の非公開部分は、公開すべきである。

エ 別紙2(e)及び(f)について

(ア) 条例第6条第1項第6号該当性について

前記イと同様、公にすることにより「不当」に市民の間に混乱を生じさせる「おそれ」は認められない。

(イ) 条例第6条第1項第7号該当性について

a 実施機関である市長は、別紙2(f)につき、条例第6条第1項第7号を理由に非公開としている。

b この非公開部分は、市が新アリーナ建築に対する法的規制につき検討した内容の内、国有財産無償貸付契約書第9条に関するものであり、当該部分

は、「市の機関…の内部…における検討に関する情報」であることが認められる。当該部分は、組織としての見解ではなく、国有財産無償貸付契約書第9条に関し、今後の新アリーナの方針や見通しを検討する上での参考となる一個人の私的な意見を求められ、それに対し回答した部分であることが認められる。

そして、市がある事業を実施する際、その事業の検討会議において有識者や職員の意見等を聴取する場合には、当該者が率直な意見を述べるようにする必要がある。

本件のような私的な見解が公にされた場合、その見解を市民等が公的機関による確定した見解であると誤信する可能性があり、今後の新アリーナに関する事務を市が遂行する際、その見解が公的機関による確定した見解であると誤信した者への対応が必要になる。殊に本件で問題となる新アリーナ計画に関しては市民の関心等が高いことを考慮するとその対応を求められる事態が蓋然性をもって想定できる。そうだとすると、そのような事態をおそれて、当該発言をした者が、今後の検討会議等で率直な意見を述べることを躊躇せざるを得なくなるおそれがあり、自由な意見交換が阻害され新アリーナの検討に際し、支障を及ぼすおそれが認められる。

したがって、国有財産無償貸付契約書第9条に関するメモに関する非公開部分は、「公にすることにより…当該…事業の性質上、当該…事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(ウ) よって、別紙2(e)の非公開部分は公開すべきであり、また、別紙2の(f)部分を非公開とすることは妥当である。

### (3) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
平成 31. 1. 23	○諮問（第92号）
平成 31. 4. 23	○口頭意見陳述の実施 ○審査
令和 1. 6. 25	○答申内容の決定

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会】

委員（会長）	庄 村 勇 人
委員	赤 本 優
委員	見 目 喜 重



別紙 1

公文書の名称	非公開とできる部分
<p>平成30年4月25日(火)午後3時30分から開催された「多目的屋内施設検討会議幹事会 規制対応班打ち合わせ会」で配布された「新アリーナ規制検討項目」</p>	<p>新アリーナ規制検討項目の国有財産の無償貸付に関するメモの欄</p>

別紙 2

公文書の名称	非公開部分	非公開理由
多目的屋内施設検討会議 規制対応班 (平成29年10月20日)	(a) 対応案すべて	条例第6条第1項第6号
事業計画検討フォーマット(案)に基づくスケジュール(案) (平成29年10月20日)	(b) スケジュール部分すべて	条例第6条第1項第6号
多目的屋内施設検討会議 規制対応班 (平成29年12月19日)	(c) - 1 対応案すべて	条例第6条第1項第6号
	(c) - 2 担当課の見解のすべて	条例第6条第1項第6号 条例第6条第1項第7号
規制対応スケジュール(案) (平成29年12月19日)	(d) 埋文試掘を除くスケジュール部分	条例第6条第1項第6号
規制対応スケジュール(案) (平成30年4月25日)	(e) 埋文試掘を除くスケジュール部分	条例第6条第1項第6号
新アリーナ規制検討項目 (平成30年4月25日)	(f) 国有財産無償貸付に関するメモの部分	条例第6条第1項第6号 条例第6条第1項第7号